

減免申請書チェックリスト 【構造減免】

このチェックリストは減免申請書の記入等の誤りを少なくし、修正等の事務手続きを軽減するため、その記載事項の確認点をまとめたものです。このチェックリストにより記入等の誤りがないか確認をお願いします。

なお、不備があると、申請を受け付けることができませんので、郵送の場合は特にご注意ください。

| チェック | 項目 | チェックの観点 | 備考 |
|------------------------------|---|---|--|
| 1. 申請に必要な書類はそろっていますか。 | | | |
| | 交付申請書 | 正しい様式を使用していますか。 種別割:自動車税(種別割)減免申請書(その4) 環境性能割:自動車税(環境性能割)減免申請書(その3) | |
| | 自動車検査証写し及び自動車検査証記録事項写しまたは登録事項等証明書の写し | 車検切れとなっていないですか。 | 車検切れの場合、申請できません。 |
| | | 車検証の住所、氏名が申請内容と一致していますか。 | たとえば、住所が旧住所のままであると、登録変更後でないとう付できません。陸運事務所まで手続きしてから申請してください。 |
| | | レンタカーではないですか。 また、車体の形状欄が車いす移動車、身体障害者輸送車、入浴車のいずれかになっていますか。 | レンタカーは減免の対象外です。 また、左記の形状でない場合は、申請できません。 |
| | 自動車の写真 (前面、後面、車内) | 自動車の前面、後面の写真は、申請車両のナンバーが確認できますか。(新規登録、官轄変更登録、番号変更登録においては、外観図及び改造部分詳細図の写しでもよい。) | 確認できない場合は、撮り直してから、申請するようにしてください。 |
| | | 車内の写真は、改造部分及び特種な装備(例:車いす固定装置、リフト、スロープ)が確認できますか。 | 確認できない場合は、受付できません。 撮り直してから、申請してください。 |
| | 【5台以上申請する場合】 申請車両リスト | 申請車両リストは申請車両の登録番号と申請台数が確認できるように作成してください(様式自由)。 | |
| <法人の場合> ※事業用は除く | | | |
| | 定款の写し又は現在事項全部証明書 | 現在事項全部証明書は、発行から3ヶ月以内ですか。 | 使用する法人の定款等を提出ください。 ※リースは誤りが多いので注意してください。 |
| | 事業実施に必要な手続きができていないことを示す書類の写し (社会福祉法人は除く) | 申請書の記載に合致した指定書(みなし指定書)又は施設開設許可書等の写しとされていますか。 | 申請書の事業と関係のない許可書を添付する誤りが多いので、よく確認してください。(裏面参照) 添付もれや誤添付の場合は受付できませんので、整えてから申請してください。 |
| | | 指定書は有効期間内(交付から6年以内)のものですか。 | |
| | 運行実績報告書 (新規登録の場合は運行計画書) | 申請書提出月の直近3ヶ月間の運行実績となっていますか。利用割合は、3ヶ月の合計で80%以上となっていますか。 新型コロナウイルス感染症の影響等により、運行実績3ヶ月合計が80%に満たない場合は、理由書(任意様式)を添付ください。 | 令和3年度より、任意の運行簿の提出から「運行実績報告書」の提出に変更になりました。 |
| | | 運行計画書は、用途、運行目的、減免対象事業との関連性が分かるように記載していますか。 | |
| | 【5台以上申請する場合】 申請車両リスト | 申請車両リストは申請車両の登録番号と申請台数が確認できるように作成してください(様式自由)。 | 県外法人等で、提出先が複数となる場合は提出先別に申請車両リストを作成してください。 |
| <個人の場合> | | | |
| | 障害者手帳の写し | 氏名、障害の程度が確認できますか。 ※要介護手帳では申請できません。 | 添付がない場合は受付できませんので、整えてから申請してください。 |
| | 障害者との関係を証明する書類 | 住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書の場合は原本、健康保険手帳は写しが添付されていますか。 その書類は、発行から3ヶ月以内ですか。 | 添付がない又は発行から3ヶ月以上経過している書類では受付できませんので、整えてから申請してください。 |
| | | 申請者と障害者の関係は確認できますか。 | |
| <事業用の場合> | | | |
| | 事業許可書の写し | 沖縄総合事務局長発行の運送事業許可書の写しとされていますか。 | 添付がない場合は受付できませんので、整えてから申請してください。 |
| 2. 申請書の記入事項 | | | |
| | 申請者 | 「納税義務者」になっているか。 | リース車の場合、リース会社が納税義務者となります。 使用者である法人名を記入する誤りが多いのでよく確認してください (納税義務者は納税通知書の宛名で確認できます)。 |
| | 登録番号 | 正しく記入していますか。 | 誤記があれば、受付できません。 |
| | 構造変更等の概要 変更部分 設置した装置等 | 身体障害者のために装備した特種な仕様は記入していますか。 (例:車いす固定装置、リフト、スロープ) | 減免の要件ですので、左記事項を確認できない場合は減免できません。 記入がまだであれば、記入して申請してください。 |
| | 主たる運行目的 | どんな用務か、具体的に記入していますか。 | 減免の要件ですので、左記事項を確認できない場合は減免できません。 |
| | 利用する身体障害者等の障害の程度及び割合 | 歩行が困難な身体障害者または精神障害者が利用していることがわかるように記入していますか。 | 記入例:「デイスーパー利用者への送迎」など(介護デイスーパーで利用している場合) |

<参考>主な事業種類と指定（又は開設許可）の関係規定一覧表

指定書を添付する場合は、下表を参考に申請事業に応じた指定書（又は開設許可書）を添付してください。
 なお、下表に記載した事業は一例にすぎませんので、記載がない事業について申請できないということではありません。ご不明な点はお問い合わせください。

| 事業種類 | 指定書発行者 | 関係規定 | 備考 (サービス提供事業者(例示)) |
|---|----------|------------------------------|--|
| 指定介護老人福祉施設 | 県知事 | 介護保険法第86条 | 社会福祉法人（特別養護老人ホーム） |
| 介護老人保健施設（※1） | 県知事 | 介護保険法第94条 | 医療法人（老人保健施設） （※1）開設許可書になります。 |
| 指定介護療養型医療施設 | 県知事 | 介護保険法第107条 | 医療法人 |
| ○指定居宅サービス事業者 | | | |
| 訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 | 県知事 | 介護保険法第41条 介護保険法第70条 | 市町村 社会福祉協議会 社会福祉法人 医療法人 民間企業 農協、生協、NPO法人 等 |
| 訪問看護 訪問リハビリテーション | 県知事 | 介護保険法第70条 | 民間企業等 ※病院、診療所（保健医療機関等）については開設許可をもって、指定があったものとみなされますので、指定書ではなく、開設許可書になる。 （省令第36号第127条） |
| 居宅療養管理指導 | 県知事 | 介護保険法第70条 | 民間企業等 ※病院、診療所、薬局（保健医療機関等）については開設許可をもって、指定があったものとみなされますので、指定書ではなく、開設許可書になる。（介護保険法第71条） |
| 通所リハビリテーション | 県知事 | 介護保険法第41条 介護保険法第70条 | 病院、診療所 ※介護老人保健施設については、開設許可をもって、指定があったものとみなされますので、指定書ではなく、開設許可書になる。（省令第36号第128条） |
| 短期入所療養介護 | 県知事 | 介護保険法第70条 | 病院、診療所 ※介護老人保健施設については開設許可をもって、介護療養型医療施設については当該施設の指定をもって、左記事業の指定があったものとみなされます （介護保険法第72条） |
| ○指定介護予防サービス事業者 | | | |
| 介護予防（通所介護） 介護予防 （通所リハビリテーション） | 県知事 | 介護保険法第53条 | 医療法人 等 |
| ○指定地域密着型サービス事業者 | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 | 市町村長 | 介護保険法第42条の2 介護保険法第78条の2 | 医療法人 等 |
| ○指定地域密着型介護予防サービス事業者 | | | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 | 市町村長 | 介護保険法第78条の2 | 医療法人 等 |
| ○障害者自立支援法関係 | | | |
| 障害福祉サービス事業 地域活動支援センター | 県知事 — | 障害者総合支援法 第36条 委託契約に基づく | 医療法人 民間企業 等 指定書ではなく、市町村又は県との委託契約書になる |

<注意>

※指定書の有効期限は6年です。